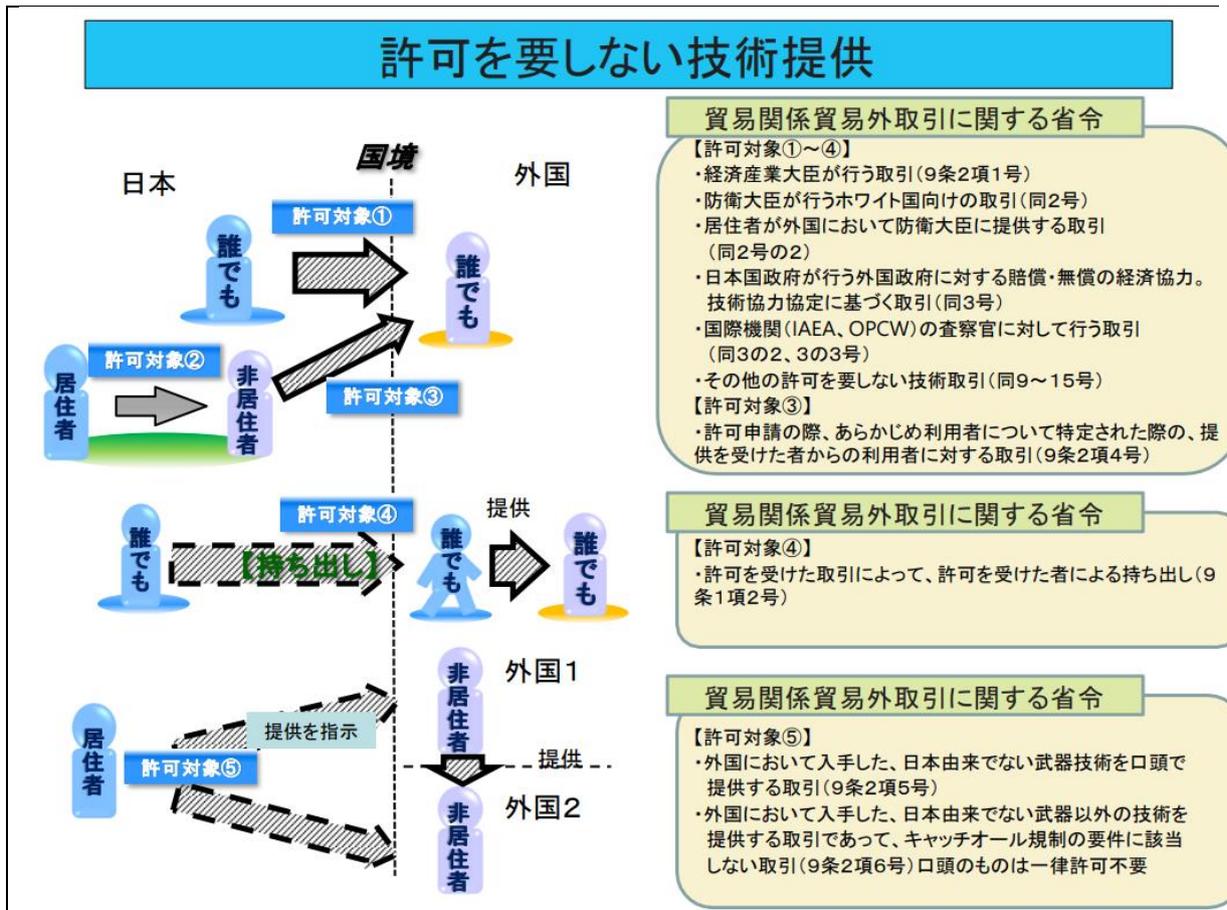


技術仲介取引規制の誤解例

米満 啓

1. 政府セミナーの<参考資料>

技術仲介取引の規制条文について、私は 2月29日の本欄で「担当官でも間違える」ほどわかりにくいと述べました。追い打ちをかけるようで何ですが、当局の珍プレーの例をもう1つお目にかけたいと思います。下記は2021年版の資料抜粋です。



注目いただきたいのは、【許可対象⑤】です。

《貿易外省令》9条2項五号・六号は、技術の仲介取引に関する規定として知られています。それを「口頭なら許可不要」と聞けば、「ハテ何の話だったか?」と思いませんか?

## 2. 省令五号の読解

そもそもどうい内容の規定だったのか、条文に当たってみましょう。

### 《貿易外省令》9条2項

令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。(中略)

五 甲外国において提供を受けた令別表の一の項の中欄に掲げる技術（当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出、本邦内にある電気通信設備からの当該技術を内容とする情報の電気通信による送信又は当該技術を保有する本邦に存する者の出国により提供を受けたものを除く。）に係る取引であって、乙当該取引に際して、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出、本邦内にある電気通信設備からの当該技術を内容とする情報の電気通信による送信又は当該技術を保有する本邦に存する者の当該取引のための出国を伴わないもの（以下「外国間等技術取引」という。）。ただし、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の丙外国相互間の移動又は外国において受信されることを目的として当該外国以外の外国にある電気通信設備から行う当該技術を内容とする情報の送信を伴う取引であって、丁居住者が行うものを除く。

大変長いセンテンスであり、また似たような文言が繰り返し登場するため、おそらくわかりにくいですが、一歩ずつ読み進めていきましょう。

修飾語（枝葉）を一部省略し、骨格だけの姿にすれば多少わかりやすくなると思います。

《外為令》17条5項に規定する取引とは

- ・外国において提供を受けた令別表の一の項の中欄に掲げる技術 の取引（**甲**）であり（但し「日本から提供を受けた」場合は、そのような技術の取引でもカウント外）
- ・（技術入手後）当該取引を行うに当たって、日本を経由しない（**乙**）ものであり
- ・入手した国から第三国への媒体移動、第三国への電信送信（併せて外国間提供）を伴わない（**丙**）か、それを伴うにしても居住者が仲介する取引でない（**丁**）こと。

要するに、

- ・「外国で（日本からの提供によらず）入手した1項技術（**甲**）」を
- ・「入手後、日本を経由せず（**乙**）」かつ
- ・「その入手国の中で提供（**丙**）」か  
「第三国への提供だが居住者が仲介する取引でない（**丁**）」

であれば「外為令17条5項を適用し、許可不要とする」ということです。

ところで説明会資料には何と書いてありましたっけね？

・外国において入手した、日本由来でない武器技術を口頭で提供する取引

おそらく作者は「電信送信による提供はダメなんだ！」と感銘を受け、「電信設備使わなきゃ（＝口頭なら）セーフ！」と結論を導いたのでしょね。

これは凄いな！ 条文の要点を見事に外していますね。それに「口頭で提供」って、マラトンからの使者じゃあるまいし、伝令に暗誦させることをイメージしているのでしょうか？

### 3. 省令六号の読解

#### 《貿易外省令》9条2項

令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。(中略)

六 戊外国において提供を受けた令別表の二から一六までの項の中欄に掲げる技術（当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出、本邦内にある電気通信設備からの当該技術を内容とする情報の電気通信による送信又は当該技術を保有する本邦に存する者の出国により提供を受けたものを除く。）に係る 己外国間等技術取引。ただし、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の 庚外国（輸出令別表第三に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）相互間の移動又は外国において受信されることを目的として当該外国以外の外国にある電気通信設備から行う当該技術を内容とする情報の送信を伴う取引であって 辛居住者が行うもののうち、壬次のいずれかに該当するものを除く。(後略)

五号より少し修飾語が増え、話も複雑ですが、前頁の読解を下敷きに見ていきましょう。

- ・外国において提供を受けた令別表の一項以外の中欄に掲げる技術 の取引（**戊**）であり
- ・「外国間等技術取引」（**己**）であり
  - …これは前頁の（**乙**）に相当します
- ・非ホワイト国間での外国間提供を伴わない（**庚**）か、  
伴うにしても居住者が仲介（**辛**）し「次のいずれかに該当」（**壬**） ではないこと

要するに、

- ・「外国で（日本からの提供によらず）入手した1項非該当（2～16項）技術（**戊**）」を
- ・「入手後、日本を経由せず（**己**）」かつ
- ・「その入手国の中で提供」か「外国間提供としても非ホワイト国間でない」（**庚**）か、  
「非ホワイト国間の提供だが居住者が仲介する取引でない（**辛**）」か、  
「非ホワイト国間の提供で居住者が仲介する取引だが“次のいずれにも該当しない”（**壬**）」  
であれば「外為令 17 条 5 項を適用し、許可不要とする」ということです。

説明会資料を再掲します。

・外国において入手した、日本由来でない武器以外の技術を提供する取引であって、キャッチオール規制の要件に該当しない取引（9条2項6号）口頭のものは一律許可不要

キャッチオールというキーワードが入っている分、まだ五号よりこちらがマシではあります。

### 5. 結語

本稿で紹介した珍解釈、外為法改正直後の2010年版には早くも登場していますが、さすがに2023年版の説明資料では削除されました。作られてから十年もの間、こんなのが政府主催のセミナーで垂れ流されていたのは遺憾なことですが、こうして收拾が図られたことはファインプレーだったと思います。「過ちては改むるに憚ること勿れ」を实践されたわけですから。